

## 和歌山県私立高等学校等通信制課程設置認可等に関する審査基準

和歌山県知事（以下「知事」という。）が、私立高等学校及び私立中等教育学校（以下「高校」という。）の通信制課程及び学科の設置、通信制課程のみを置く高校（以下「通信制高校」という。）の設置、学則の変更（通信制課程の収容定員に係るもの及び広域の通信制課程に係るものに限る。）並びに通信制高校の設置者の変更に係る認可を行う場合は、高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）（以下「基準」という。）及び高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号。以下「規程」という。）その他関係法令の定めるもののほか、この基準に基づき審査する。

### 第1 通信制高校の設置認可

#### 1 私立の通信制高校の責務

私立の通信制高校は、次に掲げる責務をいずれも果たすものでなければならない。

- (1) 学校教育が果たすべき重要な役割を自覚し、教育の質の向上に努めること。
- (2) 学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めること。
- (3) 家庭、地域住民その他の関係者と、相互連携及び協力に努めること。
- (4) 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づいて定めた本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を理解し、本県の教育課題の解決に寄与すること。

#### 2 名称

通信制高校の名称は、当該通信制高校の目的にあった適切なものであり、かつ、既存の学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する学校（以下「一条校」という。）の名称と紛らわしくないものであること。

また、学科等の名称は、全日制又は定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与えるものでないこと。

#### 3 立地

通信制高校の位置は、教育上及び安全上適切な環境であること。この場合において、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 崖崩れ等自然災害に対して安全であること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が通信制高校の周辺に立地していないこと。

#### 4 規模

- (1) 通信制高校の規模は、適正な教育条件を確保するため、既存の高校の収容定員等の状況を考慮した適切な規模であり、かつ、生徒の確保が十分可能なものであること。
- (2) 通信制高校の収容定員は、生徒の教育環境を確保するため、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込みと、その時点において学校が用意をしている指導体制、施設及び設備等を踏まえた適切な数であること。
- (3) 通信制高校の設置者は、通信制高校の収容定員が適切であることを、根拠資料

を用いて示すこと。

## 5 教育実施区域

- (1) 通信教育を行う区域に和歌山県以外の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならない。
- (2) 教育実施区域は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めるものとする。

## 6 教職員組織

- (1) 通信制高校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあっては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし、教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ、通信制高校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができることとする。

なお、この教諭の数等の算定に当たっては、助教諭若しくは講師を置く場合又は他の学校と兼務する教員を置く場合は、主として実施校における通信制の課程の生徒の教育に従事する者を対象とするべきであること。ただし、実施校では教諭を専任で置くことが原則であり、助教諭又は講師に代えることは、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限られること。また、他校教員との兼務は、通信制課程において特色ある教育を行う上で、他校の協力を求める場合など、教育上必要と認められる場合に行われるものであること。

- (2) 不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒の実態等を踏まえ、養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するなど、きめ細かな支援の充実に努めること。
- (3) 進学・就職支援を担当する教職員やキャリアカウンセラーを配置するなど、生徒の社会的・職業的自立に向けた支援の充実に努めること。
- (4) 通信制高校において編制する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員を配置するとともに、特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するなど、教育水準の維持向上が図られる構成であること。
- (5) 通信制高校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならないこと。
- (6) その他教職員の配置については、生徒の実態等を踏まえ、各教科・科目等の指導のほか、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないものとする。
- (7) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこと。

## 7 施設及び設備等

- (1) 通信制高校の校舎には、規程第9条第1項各号に掲げる教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室を備えるものとし、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けること。特別教室には、通信制高校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための設備を備えること。また、体育の面接指導に必要な運動場等を確保すること。
- (2) 通信制高校には、規程第10条第1項の校具及び教具を備えなければならない。

- (3) (1)、(2)については、教育目標を達成するために必要かつ十分な施設等とすること。また、(1)の保健室については、「学校保健法および同法施行令等の施行にともなう実施基準」（昭和33年6月16日文体保第55号文部省体育局長通達）、「保健室の備品等について」（令和3年2月3日2文科初第1633号）等を参照し、必要な設備、備品等を確保すること。
- (4) 通信制高校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合には、通信制高校の設置認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が設置する他の一条校等の施設及び設備を使用することができる。
- (5) (4)に基づき、申請者が設置する他の一条校等の施設及び設備を使用する場合においても、原則として基準及び規程において必要とされる面積を確保していること。

## 8 通信教育連携協力施設等

- (1) 通信制高校の設置者は、通信教育連携協力施設（当該通信制高校の行う通信教育について連携協力を行う次に掲げる施設をいう。以下同じ。）を設けることができる。この場合において、当該通信教育連携協力施設が他の設置者が設置するものであるときは、通信制高校の設置者は、当該通信教育連携協力施設の設置者の同意を得なければならない。
  - ア 面接指導又は試験等の実施について連携協力を行う施設（以下「面接指導等実施施設」という。）
  - イ 生徒の進路選択及び心身の健康等に係る相談、添削指導に附随する事務の実施その他の学習活動等の支援について連携協力を行う施設であって、面接指導等実施施設以外のもの（以下、「学習等支援施設」という。）
- (2) 通信制高校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、学則において面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別し、それぞれの施設の名称、位置、収容定員など必要な事項を記載するものとする。
  - なお、面接指導等実施施設の収容定員については、通信教育連携協力施設ごとの定員を設定するとともに、その定員は、通信制高校の収容定員の範囲内でなければならない。
- (3) 面接指導等実施施設は、通信制高校の分校又は協力校であることを基本とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）その他の学校又は施設を面接指導等実施施設とすることができる。
- (4) 前号に規定する協力校とは、通信制高校の行う通信教育について連携協力を行うものとしてその設置者が定めた高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。
- (5) 分校は、面接指導に際し、生徒の修学を図る上で必要と認められる場合に限り設置されるものとし、組織的・施設的に分離独立しており、生徒にとって独立の高校と認められるものとする。
- (6) 通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、教育を行う上で適切な環境であること。
- (7) 面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と通信制高校との連携協力の内容等に応じて、通信制高校と同等の水準又は面接

指導や試験等を適切に実施することができるものであること。

- (8) 学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものであること。
- (9) 通信制高校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、(6)から(8)の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すこと。
- (10) 面接指導等実施施設において、例えば、理科、音楽、美術、家庭、情報、体育等の観察・実験、実習、実技等を行う必要のある教科・科目等の面接指導を行う場合においては、それに必要な施設及び設備や運動場等を確保すること。
- (11) 面接指導等実施施設の施設や設備が負担付又は借用である場合は、通信制高校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていること。
- (12) 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。
- (13) 通信制高校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、その連携協力内容について、当該施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行い、必要に応じて適切な指導・支援を行う努めること。ただし、通信制高校と当該施設の設置者が同一である場合には、この限りでない。

#### 9 通信教育の方法等に関する事

- (1) 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）等に基づき、適切に実施すること。
- (2) 実施校の設置者は、特に以下を満たす体制を整えること。
  - ア 添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。
  - イ 各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保すること。
  - ウ 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。
  - エ 面接指導については、生徒を実施校又は面接指導実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。
  - オ 通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。

#### 10 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項

私立学校の運営状況等を考慮して、適正に設定すること。

#### 11 資産等

- (1) 通信制高校の校地、校舎その他の施設は、自己所有であり、負担附（担保に供せられていること等をいう。）でないなど、長期的・安定的な教育を行う上で支障のないものであること。
  - (2) (1)にかかわらず、申請者が認可申請時までに地方公共団体の校地、校舎その他の施設を長期にわたり安定して使用する権利を取得している場合は、この限りでない。
  - (3) (1)にかかわらず、日本私立学校振興・共済事業団からの借入金に係る担保はこの限りでない。
  - (4) 通信制高校の設備は、(3)に基づき地方公共団体の校地、校舎その他の施設を長期にわたり安定して使用する権利を取得している場合を除き、自己所有であり、負担附でないこと。
  - (5) 通信制高校の設置に係る負債（日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を除く。）がないこと。
  - (6) (5)にかかわらず、既に私立学校を設置している学校法人が通信制高校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認める。
    - ア 借入金額が校地取得費及び校舎建築費の3分の2以下であること。
    - イ 借入先が、銀行法（昭和56年法律第59号）に基づく認可を受けた銀行、信用金庫法（昭和26年法律第238号）に基づく認可を受けた信用金庫、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく認可を受けた信用協同組合、株式会社日本政策金融公庫又は株式会社商工組合中央金庫であること。
    - ウ 適正な返済計画があり、かつ、実行可能であること。
    - エ 当該借入後において、学校法人の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ、学校法人の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以下であること。ただし、通信制高校の設置が学校法人の経営改善に資するものであり、借入金額が学校法人の経営状態に多大な影響を及ぼさないと認められる場合はこの限りでない。
  - (7) 開設年度の人件費の3分の1に相当する運用資金を保有していること。
  - (8) 校地及び校舎が借用の場合には、(7)にかかわらず、認可申請時において開設年度から完成年度（開設年度に第一学年に入学した生徒が通常卒業すべき学年に達する年度をいう。）までの経常的経費に相当する運用資金を保有していること。
  - (9) 開設年度から少なくとも3年間の通信制高校の運営に係る予算について、適正な計画を立てており、授業料、入学料等現金の経常的収入その他の収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められること。
- 12 学校法人等の管理運営
- 学校法人等の管理運営において、適正を欠く事実がないこと。この場合において、既設の学校等の管理運営の状況に関し、次に掲げる事項に留意する。
- (1) 法令の規定及び当該規定による処分並びに寄附行為に基づく登記、届出、報告等の適切な実施
  - (2) 役員間、教職員間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争の有無
  - (3) 日本私立学校振興・共済事業団等からの借入金の償還（利息及び延滞金の支払いを含む。）の状況及びその徴収する掛金若しくは公租・公課の納付の状況
- 13 資格
- 申請者は次に掲げるものでないこと。

- (1) 法第4条、第130条及び第134条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者（当該行為が著しく軽微である等の理由により本則を適用する必要がないと知事が認めるものを除く。）であつて、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないもの。
- (2) 法第13条、第133条及び第134条の規定により学校等の閉鎖命令処分を受けた日から起算して5年を経過していない者（学校等の閉鎖命令処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該学校等の廃止についての認可の申請又は届出を行った者（当該学校等の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該申請又は届出の日から起算して5年を経過していないものを含む。）。

## 第2 通信制課程の設置認可

高校が通信制課程の設置認可を受けようとする場合は、第1の1及び4から12（10の（7）及び（8）を除く。）を準用する。この場合において「通信制高校」は「通信制課程」と「開設年度」は「設置年度」と読み替えるものとする。

## 第3 学科の設置認可

高校が通信制課程の学科の設置認可を受けようとする場合は、第1の1及び4から12（10の（7）及び（8）を除く。）を準用する。この場合において「通信制高校」は「学科」と、「開設年度」を「設置年度」と読み替えるものとする。

## 第4 収容定員に係る学則変更認可

収容定員を増員する学則変更認可を受けようとする場合は、第1の4から12（10の（7）及び（8）を除く。）までを準用し、定員を削減する学則変更場合は、第1の4から7を準用する。この場合において「通信制高校」は「収容定員を変更しようとする高校」と、「設置認可」は「学則の変更認可」と、「開設年度」は「変更年度」読み替えるものとする。

## 第5 広域通信制課程に係る学則（収容定員に係るものを除く。）の変更認可

- 1 広域通信制課程を置く高校又は通信制高校の学則変更のうち収容定員に係るものを除く学則変更認可を受けようとする場合は、第1（10の（7）及び（8）を除く。）を準用する。この場合において「通信制高校」は「学則を変更しようとする高校」と、「設置認可」は「変更認可」と、「開設年度」は「変更年度」と読み替える。
- 2 広域通信制課程でない高等学校又は通信制高校が、広域通信制課程に変更する場合における学則の変更認可を受けようとする場合についても、1を準用する。

## 第6 通信制高校の設置者の変更認可

第1の7、10から12（10の（7）及び（8）を除く。）を準用する。この場合、「通信制高校の設置認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）」は「通信制高校の設置者変更認可を受けようとする者」と「申請者」は「変更後設置者となる者。（以下「新設置者」という。）」と「開設年度」は「変更年度」読み替えるものとし、認可申請書提出時点での設置者（以下「旧設置者」という。）は審査の対象としない。

## 第7 申請手続き及び標準処理期間

### 1 通信制高校の設置認可

#### (1) 計画書の提出

申請者は、別に定める計画書を開設年度の前々年度の11月末日までに知事に提出すること。

#### (2) 計画書の承認

ア 知事は（１）で提出のあった計画書の内容について、審査し、開設年度前々年度の３月末日までに申請者にその結果を通知する。

イ 知事は計画書審査に当たっては、必要に応じて和歌山県私立学校審議会（以下「審議会」という。）及び次の関係機関の意見を聴くとともに現地調査を行う。

（ア）和歌山県教育委員会

（イ）関係市町村の教育委員会

（ウ）和歌山県私立学校連合会

（エ）申請者がすでに学校を所有している学校法人等の場合は当該法人または当該学校の所轄庁

（オ）第１の５の教育実施区域に和歌山県以外の都道府県を加える場合は当該都道府県、第１の８の通信教育連携協力施設の設置等については当該通信教育連携協力施設の所在する都道府県

### （３）申請書の提出

（２）で計画書の承認を受けた申請者は、認可申請書（以下「申請書」という。）に別に定める書類を添えて、開設年度の前年度の４月末日までに知事に申請すること。

### （４）申請書審査期間

知事は、適正な内容の申請書を受領後、内容を審査の上、開設年度の前年度の３月末日までに当該申請について認可するかどうかを決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。

## ２ 通信制課程の設置認可

１を準用する。この場合、「通信制高校の設置」は「通信制課程の設置」と、「開設年度」は「設置年度」に読み替えるものとする。

## ３ 学科の設置認可

１を準用する。この場合、「通信制高校の設置」は「学科の設置」と、「開設年度」は「設置年度」に読み替えるものとする。

## ４ 通信教育連携協力施設の設置・変更を伴う広域通信制課程に係る学則変更認可

１を準用する。この場合、「通信制高校の設置認可」は「通信教育連携協力施設の設置・変更を伴う広域通信制課程に係る学則の変更認可」と、「開設年度」は「変更年度」と読み替える。

## ５ 収容定員に係る学則変更認可（４を除く。）

１を準用する。この場合、「通信制高校の設置」は「収容定員に係る学則の変更」と、「開設年度」は「変更年度」と読み替える。ただし、収容定員を減員する場合は、１の（３）及び（４）を準用し、計画書の提出及び承認を要しない。

## ６ 広域通信制課程に係る学則（４及び５を除く。）変更認可

１の（３）及び（４）を準用し、計画書の提出及び承認を要しない。この場合、「通信制高校の設置」は「学則の変更」と、「開設年度」は「変更年度」と読み替える。ただし、上記学則変更のうち、変更内容が軽微な字句修正などで、第１に掲げる基準による審査を要しないと認められる場合は、第８によるものとする。

## ７ 通信制高校の設置者の変更認可

### （１）申請書の提出

旧設置者及び新設置者（第６において読み替える場合の「新設置者」をいう。以下同じ。）の連名による認可申請書に知事が定める書類を添えて、設置者を変

更しようとする年度の前年度11月末日までに知事に提出することとする。ただし、新たに学校法人を設立し新設置者となる場合は、設置者を変更しようとする年度の前年度4月末までに提出することとし、計画書の提出及び承認は要しない。

(2) 申請書審査期間

1の(4)を準用する。この場合、「開設年度」は「変更年度」と読み替える。

第8 広域通信制課程に係る学則変更認可の特例

法施行規則第15条の2第3号の規定における知事が認める軽微な変更は次のとおりとする。なお、軽微な変更については、学則変更認可申請によらず、知事に届け出るものとする。

(1) 法令改正による学則中の法令等の名称及び根拠条文の変更

(2) 通信教育連携協力施設の名称変更（施設設置場所の変更がある場合を除く。）

(3) 誤記の訂正

附 則

1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

2 ただし、この基準の施行の日前に計画書が提出されている通信制高校及び通信制課程については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第7 4通信教育連携協力施設の設置・変更を伴う広域通信制課程に係る学則変更認可については、令和7年5月1日から施行する。

2 ただし、この基準の施行の日前に計画書が提出されている通信制高校及び通信制課程については、なお従前の例による。